

本県における外国人労働者の状況について

1. 外国人労働者の状況(令和3年10月末現在)

(単位:人)

外国人労働者数	※技能実習生数						
	8,880 (8,761)	前年同期比119人, 1.4%の増加			5,494 (5,861)	前年同期比△367人, △6.3%の減少	
国籍別	ベトナム	フィリピン	中国	インドネシア	ネパール	ミャンマー	その他
R3.10月末	4,815	1,363	1,062	499	194	113	834
(R2.10月末)	(4,627)	(1,362)	(1,299)	(385)	(164)	(99)	(825)
構成比	54.2%	15.3%	12.0%	5.6%	2.2%	1.3%	9.4%
※技能実習生数 R3.10月末	3,989	525	396	376	2	86	120
(R2.10月末)	(4,096)	(632)	(640)	(310)	(1)	(66)	(116)
構成比	72.6%	9.6%	7.2%	6.8%	0.0%	1.6%	2.2%
在留資格別	技能実習	身分に基づく 在留資格	専門的・技術 的分野の在留 資格	資格外活動	その他		
R3.10月末	5,494	1,416	1,384	386	200		
(R2.10月末)	(5,861)	(1,321)	(923)	(519)	(137)		
構成比	61.9%	15.9%	15.6%	4.3%	2.3%		
産業別	製造業	農業・林業	建設業	卸売業・ 小売業	医療・福祉	宿泊業・飲食 サービス業	その他
R3.10月末	3,829	1,243	879	837	451	354	1,287
(R2.10月末)	(3,884)	(1,226)	(841)	(893)	(284)	(316)	(1,317)
構成比	43.1%	14.0%	9.9%	9.4%	5.1%	4.0%	14.5%

※ 鹿児島労働局「外国人雇用状況の届出状況」による。()内は、令和2年10月末の数値
技能実習には、帰国困難により在留資格が「技能実習」から「特定活動(6か月)」に変更された者も含む。

2. 特定技能外国人の状況(令和3年12月末現在)

総数	介護	ビル クリーニング	素形材産業	産業機械 製造業	電気・電子情 報関連産業	建設業	造船 船用工業
	19	0	0	2	87	35	9
620	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品 製造業	外食業
	7	0	0	196	1	256	8

※鹿児島労働局

報道関係者 各位

令和4年1月31日(月)

【照会先】

鹿児島労働局

職業安定部職業対策課

課長 和田 滋

外国人雇用対策担当官 有馬 龍平

(電話 099 - 219 - 8712 内線 181)

鹿児島労働局管内における「外国人雇用状況」の 届出状況まとめ(令和3年10月末現在)

～ 外国人労働者数は過去最高を更新し8,880人。
増加率は減少傾向の中、在留者の「特定技能」移行が進む。 ～

鹿児島労働局はこのほど、管内の令和3年10月末現在の外国人雇用についての届出状況を取りまとめましたので、公表します。

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることを義務付けています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者(特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。)であり、数値は令和3年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものです。

【届出状況のポイント】

- 外国人労働者数は8,880人で前年比119人(1.4%)の増加、外国人雇用事業所数は1,862か所で前年比185事業所(11.0%)の増加となり、平成19年に届出が義務化されて以降、それぞれ過去最高を更新したが、外国人労働者数の対前年増加率をみると、前年4.5%と同様に、コロナ禍以前と比較して減少している。
- 国籍別では、ベトナムが最も多く4,815人(外国人労働者全体の54.2%)、次いでフィリピン1,363人(同15.3%)、中国1,062人(同12.0%)、インドネシア499人(同5.6%)の順となっている。
- 在留資格別では、「技能実習」が最も多く5,494人(外国人労働者全体の61.9%)、次いで「身分に基づく在留資格」1,416人(同15.9%)、「専門的・技術的分野の在留資格」1,384人(同15.6%)の順となっている。平成31年4月に創設された「特定技能」は419人へ増加した。
- 産業別では、「製造業」が最も多く3,829人(外国人労働者全体の43.1%)、次いで「農業・林業」1,243人(同14.0%)、「建設業」879人(同9.9%)の順となっている。

(添付資料)

- ・別添1「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和3年10月末現在)
- ・別添2「外国人雇用状況」の届出状況表一覧(令和3年10月末現在)

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和3年10月末現在）

1 外国人雇用事業所及び外国人労働者の状況

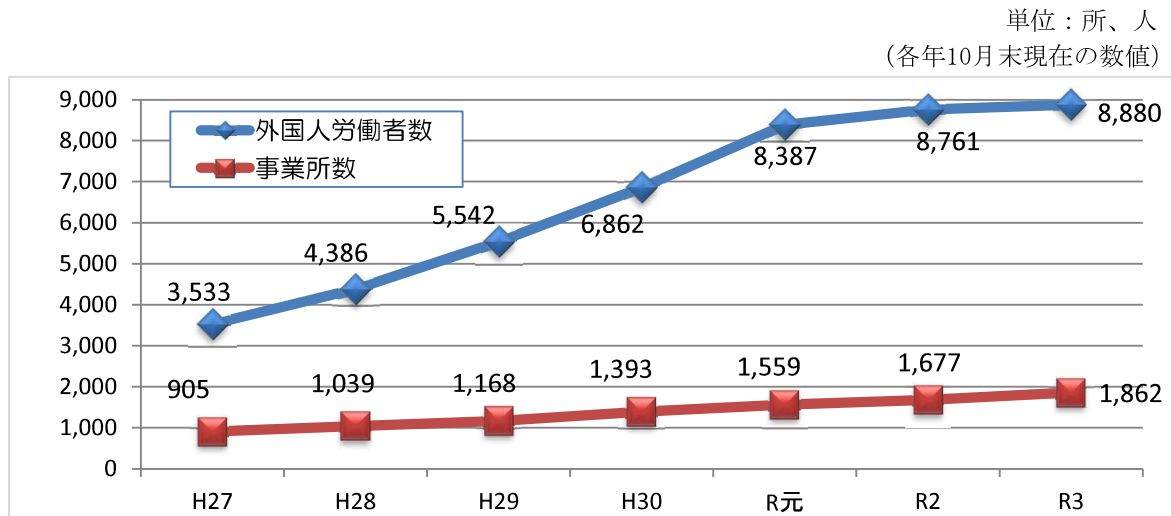
令和3年10月末現在、外国人雇用事業所数は1,862か所、外国人労働者数は8,880人となっている。令和2年10月末現在の1,677か所、8,761人と比較すると、外国人雇用事業所数は185か所（11.0%）、外国人労働者数は119人（1.4%）の増加となっている。

外国人労働者数の増加人数（増加率）については、令和元年10月末から令和2年10月末までの増加人数（増加率）である374人（4.5%）と同様に、令和元年10月末までの近年5カ年推移と比較して増加率は減少傾向となっている。

本県の雇用失業情勢をみると、令和3年3月以降は「宿泊業・飲食サービス業」を含めて多くの産業において新規求人数が対前年比で増加しており、人材確保の需要は回復傾向にあることから、新型コロナウイルス感染症の影響による新規入国者の減少が緩やかな増加となった要因であると考えられる。

事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、1,083か所（外国人雇用事業所全体の58.2%）、次いで「30～99人」規模が467か所（同25.1%）、「100～499人」規模が256か所（同13.7%）の順となっている。

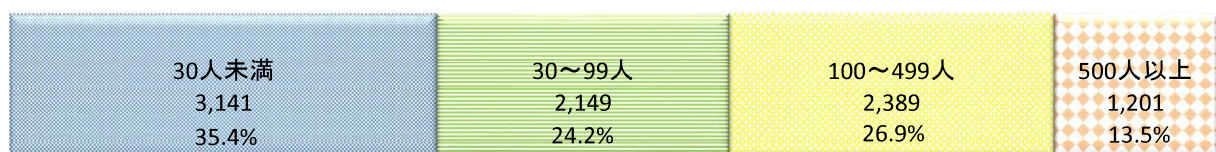
【外国人雇用事業所数及び外国人労働者数】 [別表2]、[別表8]、[参考-1]、[参考-3]



【事業所規模別外国人雇用事業所数】 1,862か所



【事業所規模別外国人労働者数】 8,880人



2 国籍別・在留資格別にみた外国人労働者の状況

国籍別にみると、ベトナムが最も多く4,815人で、外国人労働者全体の54.2%を占めている。次いで、フィリピン1,363人（構成比15.3%）、中国1,062人（同12.0%）、インドネシア499人（同5.6%）の順となっており、この4カ国で外国人労働者全体の87.2%を占めている。

国籍別の上位4カ国を在留資格別にみると、ベトナム（4,815人）では「技能実習」が3,989人（構成比82.8%）で最も多く、次いで「専門的・技術的分野の在留資格」が566人（同11.8%）の順となっている。

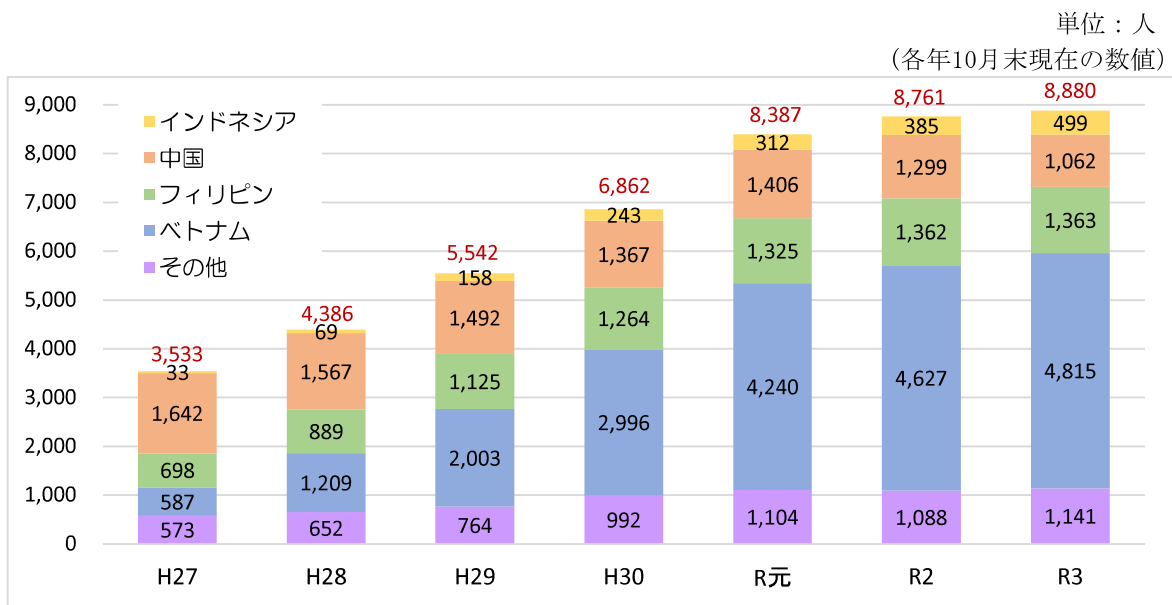
フィリピン（1,363人）では「身分に基づく在留資格」が728人（構成比53.4%）で最も多く、次いで「技能実習」が525人（同38.5%）の順となっている。

中国（1,062人）では「技能実習」が396人（構成比37.3%）で最も多く、次いで「身分に基づく在留資格」が307人（同28.9%）の順となっている。

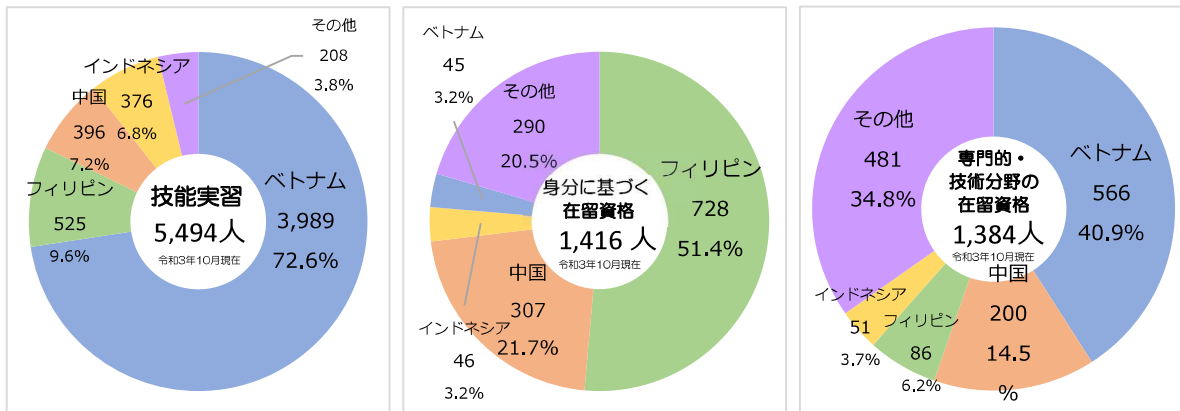
インドネシア（499人）では「技能実習」が376人（構成比75.4%）で最も多く、次いで「専門的・技術的分野の在留資格」が51人（同10.2%）の順となっている。

いずれの国籍においても「技能実習」の構成比が上位となるが、特にベトナム、フィリピン、インドネシアについては、日本と送出国が技能実習を適正かつ円滑に行うために連携を図ることを目的として、送出国との間で技能実習に関する二国間取決め（協力覚書）を作成している。

【国籍別外国人労働者数】 [別表1]、[参考-4]



【ベトナム・フィリピン・中国・インドネシアの在留資格別内訳】



3 在留資格別外国人労働者の状況

在留資格別にみると、「技能実習」が最も多く5,494人で外国人労働者全体の61.9%を占めている。次いで、「身分に基づく在留資格」1,416人（構成比15.9%）、「専門的・技術的分野の在留資格」1,384人（同15.6%）の順となっている。

各在留資格の前年比をみると、「専門的・技術的分野の在留資格」は461人（49.9%）の増加、「特定活動」は63人（46.0%）の増加、「技能実習」は367人（6.3%）の減少、「資格外活動（留学を含む）」は133人（25.6%）の減少、「身分に基づく在留資格」は95人（7.2%）の増加となっている。

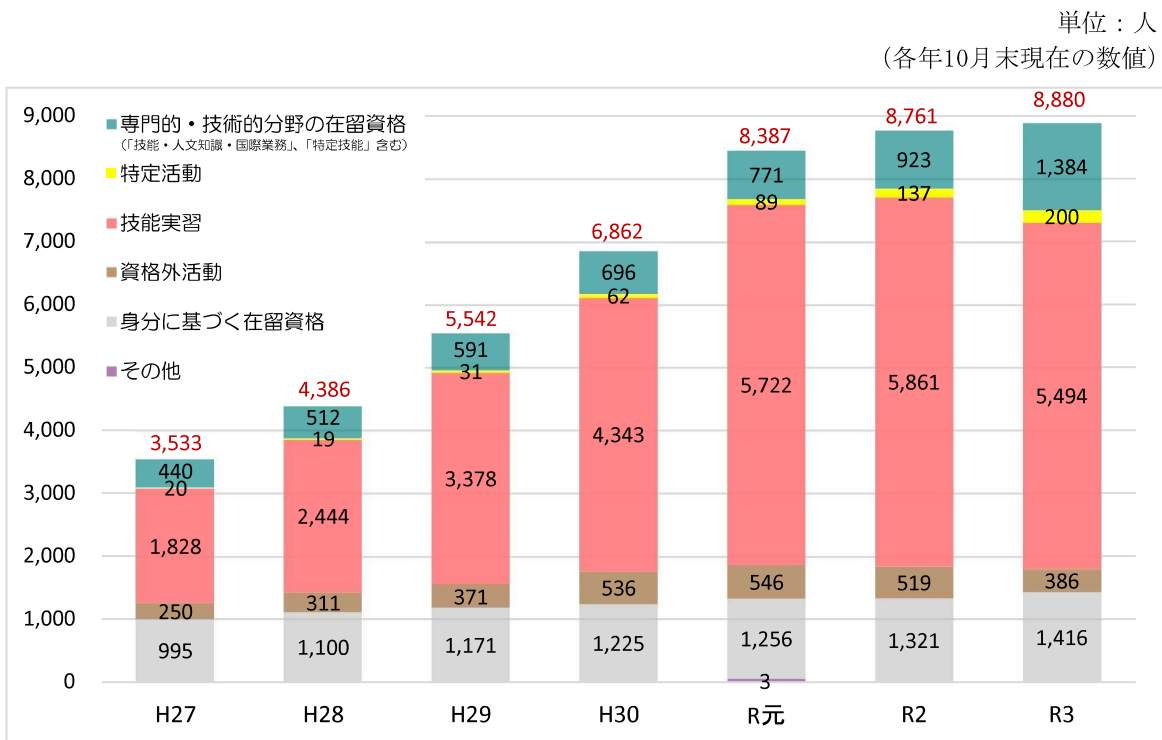
なお、平成31年4月に創設された「特定技能」については、「飲食料品製造業」や「農業」などの特定産業14分野で就労する外国人労働者の在留資格であるが、「特定技能」で就労する外国人労働者数は[別表1]等において、「専門的・技術的分野の在留資格」に含めて示しており、[別表9]において「特定技能」で就労する外国人労働者数419人の特定産業14分野ごとの内訳を示している。

「専門的・技術的分野の在留資格」については、内数である「技術・人文知識・国際業務」が前年比で134人（25.1%）増加し、同じく内数である「特定技能」が前年比で320人（423.2%）と大きな増加となっている。

これに関連することとして、「技能実習」が減少している要因については、新型コロナウイルス感染症の影響による新規入国者の減少以外にも、技能実習2号修了者の「特定技能」への移行が進んだこと、さらに、技能実習修了者が帰国困難な場合に認められる「特定活動」への在留資格の変更を行ったケースが考えられる。

また、「資格外活動（留学を含む）」が減少している要因については、新型コロナウイルス感染症の影響による新規入国者の減少以外にも、留学生が「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で就職したことなどが考えられる。

【在留資格別外国人労働者数】 [別表1]、[別表9]、[参考-5]



4 産業別・在留資格別にみた外国人労働者の状況

産業別にみると、「製造業」が最も多く3,829人で、外国人労働者全体の43.1%を占めている。次いで、「農業・林業」1,243人（構成比14.0%）、「建設業」879人（同9.9%）、「卸売業・小売業」837人（同9.4%）の順となっている。

「製造業」の中でも「食料品製造業」の就労者が最も多く2,615人で、「製造業」全体の68.3%を占めている。

多くの産業において「技能実習」が減少した一方で、「技術・人文知識・国際業務」、「特定技能」を含む「専門的・技術的分野の在留資格」が増加した。

なお、平成31年4月に創設された「特定技能」については[別表9]により示しているが、総数が419人となり、前年比で320人（423.2%）と大きく増加した。この要因については、技能実習2号修了者の「特定技能」への移行が進んだことが考えられる。

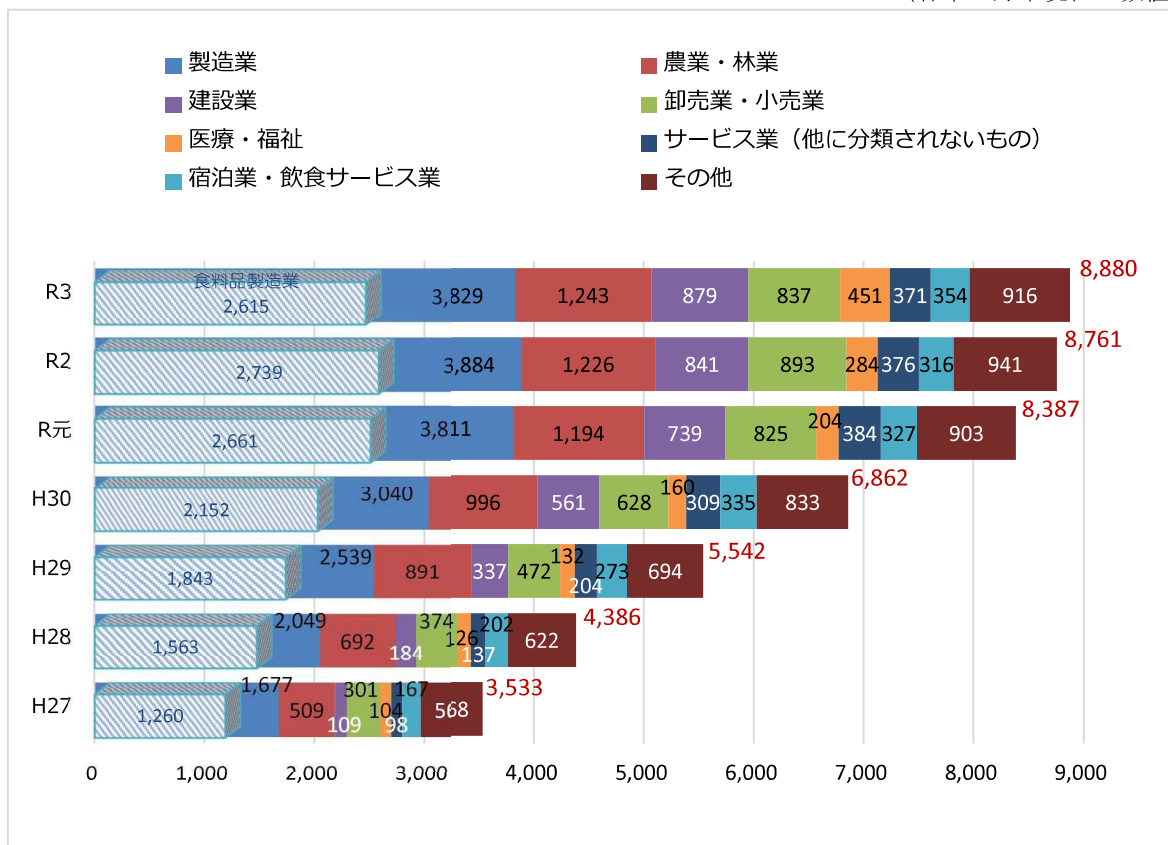
「特定技能」の就労者を産業別の内訳でみると、「飲食料品製造業」が最も多く188人で「特定技能」全体の44.9%を占め、次いで「農業」107人（構成比25.5%）の順となっている。

本県は、外国人材が職場や地域で円滑に定着できることを目的とした厚生労働省の委託事業である「地域外国人材受入れ・定着モデル事業」において、令和2年度から令和4年度の間、全国5地域（北海道、群馬県、福井県、岐阜県、鹿児島県）のモデル地域に選定されている。

令和3年度においては、介護事業者及び飲食料品製造業者等へ「特定技能」の在留資格を所有した外国人材を受入れるための取組を展開しており、具体的には、鹿児島労働局及び鹿児島県に加え、国外の外国人材に対する募集・採用の方法や、定着に向けたノウハウなどについての知見を持つ民間職業紹介事業者（受託者）と連携しながら、外国人材の受入れから定着までを一貫して支援している。

【産業別外国人労働者数】 [別表4]、[別表6]、[別表7]、[別表9]、[参考-6]

単位：人
(各年10月末現在の数値)



外国人労働者 県内 8880人

コロナで帰国困難者増

鹿児島労働局は31日、県内の外国人労働者が2021年10月末時点で8880人に上った、と発表した。

労働者のうち61・9%にあたる5494人が技能実習生。法相が個別に指定し国内就労が認められる「特定活動」への在留資格変更は、21年が200件で前年同期比63件増えた。帰国困難な実習生らを救済するため、特例が設けられたのが要因という。

21年の外国人労働者の増加率は、前年同期比1・4%増(119人)で全国18位。人手不足を背景に16、19年までは20%台が続いたが、20年は新型コロナの影響を受け4・5%と落ち込

んでいた。

雇用事業所数は前年同期比で185増え1862カ所。国籍別では、ベトナムが最多の4815人。フィリピンが1363人で、中国が1062人、インドネシアが499人と続いた。産業別では、製造業が38

29人で最も多く、農業・林業が1243人、建設業が879人だった。

在留資格別では「技能実習」に次いで、日本人の配偶者など一身分に基づく在留資格が1416人。「専門・技術的分野の在留資格」が1384人と続いた。

(有村広代)

国籍別外国人労働者数 (鹿児島労働局調べ)

